○豊島区光ディスク等による給与支払報告書取扱要領(改正案)

平成30年12月20日 税 務 課 長 決 定 改正 令和5年10月1日

(目的)

第1条 この要領は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第317条の6第5項第2号の光ディスク等(以下「光ディスク等」という。)を用いた方法による給与支払報告書の提出に係る具体的な事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(光ディスク等による給与支払報告書提出基準)

第2条 前条の規定における、光ディスク等による給与支払報告書の提出の基準は、 次のとおりとする。

- (1) 光ディスク等の規格及びファイルの仕様については、別表のとおりであること。
- (2) レコードの内容及びレコードの作成要領については、総務省通知に準拠していること。

(光ディスク等による給与支払報告書の提出)

第3条 法第317条の6第5項の規定により給与支払報告書を光ディスク等において提出する特別徴収義務者及び第3条の規定により光ディスク等において給与支払報告書の提出を承認された特別徴収義務者は、給与支払報告書の提出期限までに光ディスク等による給与支払報告書を提出しなければならない。この場合、書面による給与支払報告書の提出は不要とする。

(追加又は訂正の提出)

第4条 特別徴収義務者は、光ディスク等による給与支払報告書の提出後、追加又 は訂正が給与支払報告書に生じた場合は、光ディスク等の再提出によらず、書面に より給与支払報告書を提出するものとする。

(光ディスク等に他区町村分が混在していた場合の処理)

第5条 区長は、特別徴収義務者から提出された光ディスク等に他の区町村において課税すべき給与所得者に係るものが含まれていた場合には、特別徴収義務者に連絡するとともに、関係区町村が判明した場合には、当該関係区町村長に通知するも

のとする。

2 他区町村から本区に対して前項の通知があった場合には、特別徴収義務者に書面による給与支払報告書の提出を求めるものとする。

(特別徴収税額通知)

第6条 区長は、特別徴収義務者から提出される給与支払報告書が光ディスク等によることとなった場合は、書面による特別徴収税額通知書を特別徴収義務者に通知する。光ディスク等による特別徴収税額通知書の作成は行わない。

(費用負担区分)

第7条 給与支払報告書に係る光ディスク等の購入費用、調製費用及び提出費用は 特別徴収義務者の負担とする。

(光ディスク等の保管)

第8条 提出された光ディスク等は、税務課情報セキュリティ実施基準に基づき厳重に保管するものとする。また、当該年度の法定納期限の翌日から起算して7年間保存するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要領は、平成31年1月1日から実施する。

附則

この要領は、令和5年10月1日から実施する。

別表(第2条関係)

種 類		МО	CD	DVD	
光	サイズ	3.5 インチ	12 c m	12 c m	
デ	規格	ISO/IEC 13963 又は ISO/IEC 15041	C D – R	DVD-R	
イス	記憶容量	230MB 又は 640MB	650MB	片面 4.7G B	
ク 等	フォーマット	MS-DOS(FAT 形式)	ISO 9660 (Le	ISO 9660 (Level2) / Joliet ※	
の規	記録形式	CSV (カンマ区切形式) シフト JIS			
格	記録コード				
等	漢字水準 JIS 第1水準及び第2水準			進	

※書き込みは、ディスクアットワンス(シングルセッション)方式とする。

[※]提出の際には、光ディスク等がコンピューター・ウィルスに感染していないことを十分に確認すること。